

開墾地移住奨励制度による移住家屋・共同建造物の実態と農村生活改善像

The Actual Conditions of Settlers' Houses and Communal Buildings, and Rural Life Improvement Image by the Settlement Relocation Incentive System

○野村涉^{*1}, 長田城治^{*2}, 小沢朝江^{*3}

NOMURA Ayumi, OSADA Joji, OZAWA Asae

This study investigates the actual conditions of the settlement relocation incentive system founded in 1920 by the Ministry of Agriculture and Forestry. In several areas, the size and the plans of the settlers' houses were made uniform through guidance since the standard was revised in 1929. And the communal buildings supported communal life through joint management and mutual assistance. Sanitation and convenience were improved in their houses. The system contributed economic support for the settlers' houses and the communal buildings, as well as life improvement of the agricultural villages.

キーワード：開墾地移住奨励制度，農林省，移住家屋，共同建造物，農村生活改善

Keywords: *The System for Promotion of Settling in the Reclaiming Land, Ministry of Agriculture and Forestry, Settler's House, Communal Buildings, Rural Life Improvement*

1. 研究の目的と方法

(1) 研究の背景と目的

日本の近代開墾事業は、明治初期には旧士族への授産を主としたが、1918年の米騒動を契機に食糧増産に目的が転換され、国は1919年に開墾助成法を施行して開墾を推進した。開墾地の住宅は、明治初期には入植者に委ねられたが、大正期には開墾事業の速やかな推進のため、農林省^{注1)}が1920年に「開墾地移住奨励制度」を創設し、1940年までに全国で移住家屋12,111戸、共同建造物151棟に建設費を補助した^{注2)}。農林省は、他にも開墾地住宅設計図案懸賞募集(1926)の実施など開墾地の住宅に対して積極的な改善施策を展開した。

戦前の農村住宅の改善については、従来積雪地方農村経済調査所(1933～)や同潤会による東北地方農山漁村住宅改善調査(1935～)の活動が、今和次郎研究の一環として主に注目されてきた^{1,2)}が、開墾地の住宅改善施策はこれに先行し、農林省主導による農村住宅改善の最前線と位置付けられる。また、開墾地移住奨励制度では、「優良ナル新農村ノ創成」という理念から、個別の住宅のみならず、学校・公会堂・共同作業場等の共同建造物も補助

対象としており、影響は集落構成や共同生活にも及ぶ。

近代開墾地の住宅・集落に関する研究として、住宅では屯田兵屋(北海道)³⁾や安積(福島)開拓の入植者住宅⁴⁻⁶⁾に関する調査成果があり、また集落については鈴木都秀・松井壽則による安積開拓地⁷⁾、柳田良造らによる屯田兵村・三本木(岩手)・那須野(栃木)の研究^{8,9)}、山崎義人による下相野平野集落(兵庫)の古写真を用いた分析¹⁰⁾等があるが、明治期の開墾が中心で、農林省が住宅改善に着手した大正・昭和期に関する蓄積が薄い。また開墾地移住奨励制度については、出田和久が地理学的見地から検討している¹¹⁾が、建築学分野で取り上げた例はなかった。

著者らは、これまで東北地方の県営開墾地を中心に開墾地の住宅(以下移住家屋と呼称)の実態調査を行う¹²⁻¹⁷⁾と共に、1923～35年の開墾地移住奨励の申請書類が一式で現存する常盤村中部耕地整理組合(現長野県大町市)について、制度の運用状況と移住家屋の実態を報告し、補助は移住家屋の平面図・仕様書・予算書の提出と竣工検査の実施を経て行われたこと、年代が下ると移住家屋の建築費や坪単・平面が均一化したことを明らかにした¹⁸⁾。しかし、これは一開墾地の事例に過ぎず、制度全体

*1 東海大学総合理工学研究科 大学院生・工修

*2 郡山女子大学家政学部 講師・工博

*3 東海大学工学部建築学科 教授・工博

Graduate Student, School of Science and Technology, Tokai Univ., M.Eng.
Lecturer, Faculty of Living Science, Koriyama Women's Univ, Dr.Eng.
Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Engineering, Tokai Univ., Dr.Eng.

を俯瞰するには、複数事例の横断的な検証を必要とする。

以上を踏まえて本稿では、開墾地移住奨励制度について、1)農林省による制度の整備と運用状況の全体像、2)地区ごとの移住家屋・共同建造物の実態の2点を明らかにすることを目的とし、両者を合わせて制度が目指した農村生活改善像を考察する。

(2) 研究の方法

まず、農林省の開墾地移住奨励制度の運用状況は、農務局発行の『耕地拡張改良事業要覧』(第1-16次、1926~40年)、『開墾地移住ニ関スル調査』(第1-3輯、1934・38年)等の刊行物掲載の規定や交付数により把握する。

一方、同制度による各地区の移住家屋・共同建造物の実態を知るには、移住者が提出した申請書類が最も有効である。先述の通り、申請書は平面図・仕様書・予算書を添付して地区単位で県に提出したが、各県では既に公文書の保管期限を過ぎてほぼ処分されている^{注3)}。そこで、著者らは申請側が保管した申請書の控えの存在を、各地の文書館・図書館等を対象に悉皆的に調査し、現段階で前掲の常盤村中部耕地整理組合を含めて後述の7県8地区の史料を確認した。さらに、各開墾地の記念誌、住人へのヒアリング、現存遺構の調査等から判明する例を加えて、申請の実数と交付状況、および移住家屋・共同建造物の具体像を検討した。

2. 農林省の開墾地移住奨励制度の規定と実績

(1) 開墾地移住奨励制度の規定と沿革

開墾地移住奨励制度は、開墾地の移住環境の改善を図るため1920年に創設された^{注4)}。開墾助成法による施行地区を対象に移住家屋・附属屋の建設を補助するもので、1920年の「開墾地移住奨励ニ関スル通牒」に「移住者ノ家屋ハ耐久的ナル相當ノ家屋タラシメ」等とあるように、当初は移住家屋の耐久性の確保を重視した。

仕組みとして、県が移住者に対し移住家屋建設の「奨励金」を交付、その支援として国が県に対し家屋数に応じて「補助金」を交付するもので、国の補助金はa)県が

奨励金交付、またはb)県が建設した地区を対象とする。

1920年の「開墾地移住奨励手続」(以下、奨励手続)によると、この時点では移住者の職業は農業者に限定されたが、1926年5月の改定により大工・左官・医師など開墾地経営に必要な職業に拡大、かつ公会堂・共同作業場・病院など共同建造物が加えられた。1929年6月には奨励手続を再び改定し、補助金の額は表1の通り徐々に増額された。また同年7月通達の「開墾地移住奨励ニ関スル注意事項ノ件」では、移住家屋については「耐久的新材」の使用、建築費1,000円以上、建坪20坪以上、共同建造物については10戸以上の移住者の使用と建築費1棟当たり1,000円以上という奨励基準を明示しており、農林省の指導が建築規模や仕様に及んだことがわかる。

農林省は移住奨励の交付先に対し1929年・1932年に「開墾地移住及経営ニ関スル調査」を実施、移住家屋や生活実態を追跡調査し、さらに1930年には農林省耕地課が「開墾地移住家屋及全附属家設計圖例」(図1)・「開墾地移住共同建造物設計圖例」(以下、「設計図例」)^{注5)}を作成して、移住家屋4例(ただし主屋は同一の平面構成)と公会堂1例の模範例を提示した。

(2) 農林省の予算と交付実績

開墾地移住奨励制度の農林省の予算と申請・交付数を『耕地拡張改良事業要覧』^{注6)}からみると(図2)、まず移住家屋は、1920~22年は申請数が450戸前後、交付率は7割前後だが、以後申請数は徐々に増加して1927年に1,816戸、1928年に1,630戸に達し、交付率は9割前後の高率で一貫する。1929年の奨励規定の改定は、この申請・交付実績を踏まえて具体的な指導に着手したものとみられ、申請数はこの建築基準の付与で一旦減少したものの、1930年以降1,200戸以上を保った。これに対し予算は、創設当初は4万円台だったが、1926年に20万円、1928年に30万円強に増額された。しかし、交付額は1930年には約20万円、1935年には約5万円に段階的に削減され、交付率も前者は約5割、後者は2割弱に急落した。

次に共同建造物は、各年度の申請数が10~47棟と幅

表1 開墾地移住奨励制度の規定の変遷(a: 県が奨励金交付、b: 県が建設)

年	補助金				補助対象	
	移住家屋		共同建造物		移住者	建築
a	b	a	b			
1920	県奨励金の1/2	—	—	—	農業者	家屋(附属屋含む)
1921	県奨励金の1/2	1戸100円	—	—	(変更無し)	当該年度以外の建築も可
1926	県奨励金の2/3	1戸200円	建築費の2割	建築費の2割	開墾地経営に必要な職業(大工・左官・鍛冶屋・医師等)に拡大	共同建造物(公会堂・共同作業場・病院、神社仏閣等)に拡大
1929	県奨励金の3/4	1戸300円	建築費の3割	建築費の3割	(変更無し)	(変更無し)

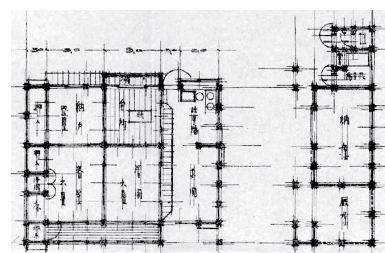


図1 「開墾地移住家屋及全附属家設計圖例」^{注5)}

があり、予算額もばらつきが大きい。ただし、予算額は申請数の建築費の合算とほぼ連動することから、各県からの申請数・建築費を事前に把握して予算を決定した可能性がある。交付数は、初年度の1926年から4年間に87棟が集中し約8割に交付されたが、移住家屋と同様1930年以降は激減し、交付率も5割を下回った。

この予算と交付状況の変化は、農林省が1932年から農山漁村経済更生事業、1936年から東北地方集団農耕地

開発事業に着手したためと考えられる^{注7)}。ただし、共同建造物の場合、1棟当りの交付額が1928年以前は300～500円程度だが、国の奨励基準が改定された1929年以降は1,000円前後であることから、資金を掛けた優良例を選別して交付したといえる。

3. 移住家屋の地区別の申請・交付状況と平面の変化

次に、開墾地移住奨励の交付を受けた移住家屋について、既報告例¹²⁻¹⁸⁾を含め、申請書類・記念誌等から申請・交付状況が判明する10地区を比較する(図3)^{注9)}。

まず常盤村中部耕地整理組合は、移住奨励の交付は1923～34年の65戸で、申請書類は1923・33年度の8戸を除く57戸分と不採用・不合格・取下の23戸分が現存する^{注10)}。この調査成果は既に報告しており¹⁸⁾、1925年以前は「古家」の転用が21戸中9戸を占め、うち7戸が取下・不合格であることから、耐久性の不足など制度の趣旨に合わない事例が却下されたこと、一方不採用は1935年以降に5戸が集中し「予算不都合」を理由としたことを明らかにした。また移住家屋は、1925年以前は古家の転用や建坪20坪未満の狭小住宅が4割以上を占め、建築費も7割以上が1,000円未満だったが、1927年以降古家の利用が激減、建坪は20坪代、建築費は1,000～1,500円でほぼ均一化し、1930年以降この傾向がより強

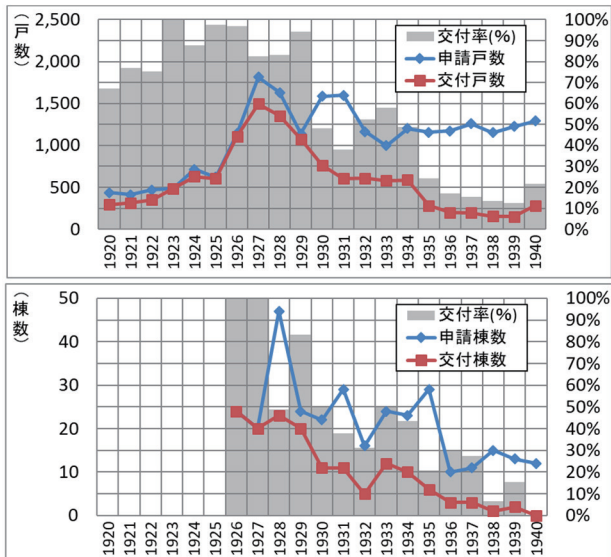


図2 開墾地移住奨励の申請・交付数
(上:移住家屋、下:共同建造物)

	青森県		岩手県		宮城県		山形県		茨城県		長野県		兵庫県		熊本県						
	北津軽郡喜良市村昭和更生部落	和賀郡岩崎開墾地	岩崎開墾地	岩崎開墾地	桃生郡広瀬村	岩宮広瀬沼	登米郡米山村短台耕地整理組合	最上郡萩野村	東茨城郡石崎村新興農場	北安曇郡常盤村中部耕地整理組合	明石郡神出村小東野耕地整理	神崎郡西光寺野耕地整理組合	八代郡昭和村	県宮南新地							
	奨励実績	実数	奨励実績	実数	奨励実績	実数	奨励実績	実数	奨励実績	実数	奨励実績	実数	奨励実績	実数	奨励実績	実数					
1920																	1920				
1921																	1921				
1922																	1922				
1923																	1923				
1924																	1924				
1925																	1925				
1926																	1926				
1927																	1927				
1928																	1928				
1929																	1929				
1930																	1930				
1931																	1931				
1932																	1932				
1933																	1933				
1934																	1934				
1935																	1935				
1936																	1936				
1937																	1937				
1938																	1938				
1939																	1939				
1940																	1940				
1941																	1941				
1942																	1942				
合計	40	40	37	70	137	137	87	117	77	77	19	28	65	93	15	19	55	80	130	133	合計
交付率	100%		74%(※)		100%		74%		100%		68%		70%		79%		83%(※)		98%		交付率
移住家屋平面図	宮城県/広瀬沼(1928年以前)				長野県/常盤村中部(1925)				長野県/常盤村中部(1927)				兵庫県/小東野(1924)				兵庫県/小東野(1925)				1929年以前
	宮城県/短台(1930)				茨城県/新興農場(1934)				長野県/常盤村中部(1930)				兵庫県/西光寺野(1934)				兵庫県/小東野(1930)				

図3 開墾地移住奨励制度による移住家屋の地区別の交付率と平面^{注8)}

まった。平面も、1925年以前は広間型三間取や妻入など安曇野地方の在来民家の平面に近似したが、1927年以降四間取が6割近くを占め、1930年以降は庇や縁の付加が徹底されて均一化した。

小東野耕地整理組合(現兵庫県神戸市西区)¹⁷⁾は、中国人貿易商・呉錦堂による一人施行で1917年から事業を開始、開墾地移住奨励制度以前に呉錦堂が自費で22戸を建設して小作人を開墾に従事させた。その後1920~26年に家屋15戸・共同建造物1棟(貨物自動車庫)が移住奨励の交付を受けた。不採用を含め21通の申請書類が残り^{注11)}、納屋のみの申請や未完成を除き全て交付され、交付率は高い。移住家屋は、1924年以前は1件を除き、藁葺・麦押葺で、土間に接して8畳・4畳の2室を置く小規模平面が6件あるが、1925年以降は全て瓦葺で、平面も整形四間取で土間を炊事場等で分割する形式が現れ、1929年以降増加し、2階建化も進んだ。

西光寺野耕地整理組合(現兵庫県姫路市・福崎町)¹⁷⁾は、1921~36年に移住家屋55戸、共同建造物2棟(神殿・煙草乾燥所)が移住奨励の交付を受けたが、現存する申請書類は1932~36年の47通である^{注12)}。ただし、この間に交付を受けたのは9戸のみで、7戸が2回、10戸が3回申請したため、申請書類が交付数を大きく上回る。移住家屋は、1930年以前の古写真^{注13)}では平屋・草葺だが、1932年以降の申請書類では2通を除き瓦葺で、2階建が11通と多い。平面は、整形四間取で妻側にトコ・仏壇・押入を一列に並べる点が画一的で、小東野耕地整理組合の1930年以降の移住家屋の平面との近似性に県の指導の存在が窺える。

県営開墾では、1928~32年入植の山形県営萩野開墾地(現山形県新庄市)¹⁶⁾は77戸全て、1924~28年入植の宮城県営広淵沼開墾地(現石巻市)¹⁶⁾もほぼ全戸に交付された。後述のように、萩野開墾地では1928年度と1929年度以降で移住家屋の平面が大きく異なる。一方、1935年に28戸が入植した茨城県新興農場(現東茨城郡茨城町)は、1935~37年の3ヵ年で7割弱の19戸の交付に留まり¹⁴⁾、同様に1933年から入植した岩手県営岩崎開墾地(現北上市)¹⁶⁾も1935年以前は申請した全戸が交付されたが、以降では交付数の低下が顕著である。

以上の実態と、先述の農林省の予算および奨励基準の改定状況を合わせてみると、農林省の開墾地移住奨励制度の取組みは、1)不適合事例の却下による趣旨の浸透(1920~)、2)交付実績と予算の加増(1923~)、3)移住家屋の規模・仕様の一定水準の確保に向けた規定・運

用の厳格化(1929~)、4)農山漁村経済更生事業等の着手による大幅な予算縮小と交付率の低下(1935~)の4期に分けることができる。また、移住家屋については、1929年の建築条件の付与以降、古家の転用の減少、建築規模の均一化、瓦葺や整形四間取平面の増加が顕著であって、単なる建設資金の援助に留まらず、移住家屋の改善に一定の効果があつたことが指摘できる。

4. 共同建造物の種類・平面と利用実態

(1) 種類と平面

集団移住する開墾地において、集落・移住家屋は、「農村の社宅」とも呼ぶべき性格を持つ。特に開墾地移住奨励制度では、「優良ナル新農村ノ創成」が目標とされ^{注14)}、共同建造物はその象徴的な存在として村落共同体の形成に重要な役割を担ったと推測できる。そこで、交付を受けた共同建造物の種類・平面を検討する。

1940年までに交付を受けた共同建造物151棟のうち、建物名称が判明するのは144棟で^{注15)}、「共同作業場」などの単体施設(110棟)と「共同作業場兼収納場」などの複合施設(34棟)に大別される。種類は表2の通りで^{注16)}、共同作業場56件・公会堂43件が過半数を占め、また複合施設の半数以上が「公会堂兼共同作業場」である。農機具・農作物を保管する収納場は21件あり、半数は共同作業場との複合で、共同稚蚕飼育場・煙草乾燥場・製茶場など地域特有の農業経営に応じた施設もみられる。神社・寺院・教会など宗教施設は12件、簡易水道・共同飲用水設備・樋門番舎など水利施設も14件と多いが、小学校は3件、託児所は2件に留まり、1926年改定の奨励手続に例示された病院の交付例は確認できない。

年代で見ると、早期には水利施設や宗教施設など多様

表2 開墾地移住奨励制度による共同建造物の種類^{注16)}

種類	単体	複合	小計	種類	単体	複合	小計	
共同作業場	27	30	57	水道	簡易上水道	4	-	
公会堂	公会堂	19	12		簡易水道	3	-	
	会館	2	-		共同飲用水設備	1	-	
	集会場	1	9	43	小学校	3	-	
収納場	収納舎	6	-	その他	事務所	-	3	
	収納場	4	10		21	堆肥舎	3	-
	物置	-	1		煙草乾燥場	3	-	
宗教	神社	6	-		製茶場	2	-	
	寺院	3	-		共同促成場	2	-	
	神殿	1	-		共同稚蚕飼育場	1	1	
	教会堂	1	-		共同託児所	2	-	
	説教所	1	-		共同精米所	1	-	
共同宿泊所	5	2	7		乾燥庫	1	-	
樋門	樋門番舎	2	-		種畜舎	1	-	
	角落用格納庫	2	-	厩舎	-	1		
	防水所	1	-	渡船小屋	1	-		
	揚水機室	1	-	6	合計	110	69	
							179	

(単位: 件数)

だが、年代が下ると複合施設と公会堂が増加し、特に1929年の奨励手続改定後は複合施設が4割を占める(図4)。また建坪の平均は、全体では42.2坪だが、1929年以降に限れば51.1坪で規模の拡大が顕著であり、『開墾地移住ニ関スル調査第3輯』『開墾地経営ニ関スル調査第2輯』所収の共同建造物の平面図(図5)でも、1929年以降は公会堂・共同販売室・共同物置など多機能化が進む。すなわち共同建造物は、当初は地区の要望に応じて多様な用途・規模の施設が建設されたが、規定の改定による奨励金の増額と交付条件の高額化を契機に、農村経営の共同化を目的とした多機能型の施設に移行したといえる。先述の通り、農林省耕地課が1930年に共同建造物の例として提示した「設計図例」(図6)もまた、建坪は65.3坪と大規模で、公会堂として集会場のほか浴室・食堂・事務室・応接室を置くことから、農林省は農村運営を担う多機能型の共同建造物を推奨し、農村生活の相



図4 開墾地移住奨励制度による共同建造物の用途の変化

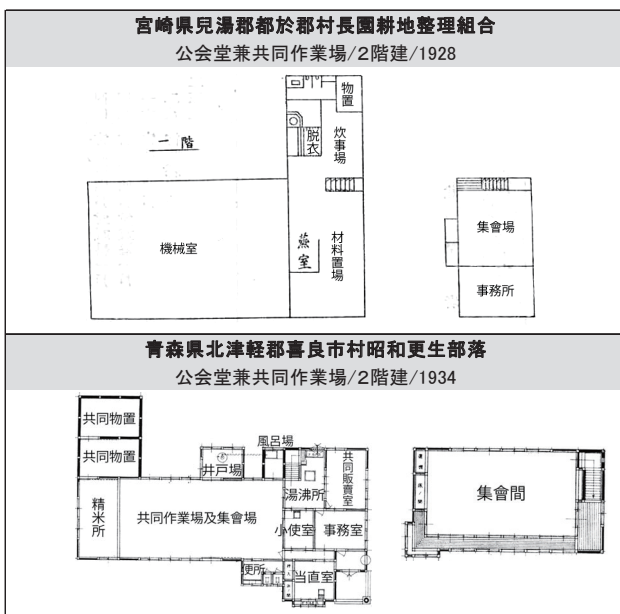


図5 共同建造物の平面図^{注17)}

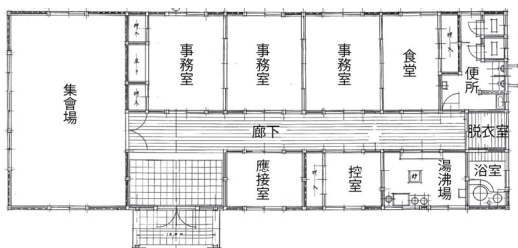


図6 農林省耕地課「開墾地移住共同建造物設計図例」^{注18)}
(公会堂/平屋/1930年作成)

互扶助を促す狙いがあったとみられる。

共同建造物の利用実態を聞き取り調査等からみると、宮崎県都農町三日月原耕地整理組合では共同作業場兼収納場(1930)を共販場や肥料・日用品の保管場所として隣接地区の住人も使用し^{注19)}、また宮崎県川南村鶴戸ノ本耕地整理組合では共同作業場兼集会場(1934)を諸種の集会や協議、青年の修養・研究に利用し、現在も親睦・慰安や農業経営の知識向上に月に1度以上用いる^{注20)}。青森県昭和更生部落では当初は移住家屋に浴室を設けず、公会堂兼共同作業場(1934)の「風呂場」を共用し^{注21)}、山口県宮小郡湾干拓地では共同作業場(1928)で婦人会が当番で朝食・昼食を提供して^{注22)}、生活の共同化を図った。

(2) 宮崎県における共同建造物の導入背景

これら開墾地移住奨励制度による共同建造物のうち、宮崎県は51棟で約1/3を占める。同県は、同制度の交付地区数が370地区で全国最多、移住家屋も1,097戸で全国2位であり、制度を最も推進した県といえる¹⁵⁾。

その背景として、宮崎県は未開拓耕地が多く、慢性的な食糧不足から開墾政策が精力的に展開されたことが挙げられる。県は、1901年に「日向移住案内紀」、1903年に「開田調査書」、1914年に「宮崎県開田起業案内」を作成して他府県に配布し、開墾移住者や開田事業への起業者を県外に求めた。1914年には県費で「移民奨励費」を新設して四国・中国・九州に県職員を派遣、移住成功者を郷里に派遣して県外移住者の招致に注力した。

その一方、移住者の作業能率が悪く、移住者同士や在来住民との間に軋轢が生じたことから、県農会は農林省の指定を受けて全国に先駆けて共同建造物の建設を推進^{注23)}し、作業能率と共同精神の向上を目指した。県は、1925年の「宮崎県開墾地移住者招致計画概要」で「共同的施設経営ヲ行ハシメ自治的活動ヲ促シ県ハ之ニ対シ充分ノ指導援助ヲ為サントス」とするなど共同経営と自治の促進を推奨、同年には勸業費として「農業共同施設奨励費」を計上した^{注24)}。

建設された共同建造物は、作業場・公会堂を持つ施設が31棟で7割を超え、かつ奨励規定の改定以前から複合施設が多く多機能化が早い。宮城県田野村法光坊耕地整理では共同作業場を「共有者ノ共同作業ノ用ニ供スルト共ニ諸種集会場トシテ利用シテ農村生活並農業経営ノ改善發達ニ資セン」^{注25)}とし、小林村水流直耕地整理組合では公会堂について「移住者ノ親睦、慰安及農村生活ノ改善向上ヲ圖リ部落ノ發達ニ資セン」^{注26)}とあり、いずれも共同作業や親睦・慰安による共助体制を目指した。

5. 開墾地における移住家屋・共同建造物と生活像

この開墾地移住奨励制度を農林省耕地課で担当した板井申生は、1933年の日本農学会大会で講演し、県営開墾地8地区を挙げて「相當に農村計畫が出来て」と評した^{注27)}。このうち史料が豊富な3地区について移住家屋・共同建造物の様相と生活像を検討する。

(1) 熊本県営八代郡昭和村南新地

熊本県営八代郡昭和村南新地(現八代市)^{注28)}は、八代郡八千把・千丁・文政3村の沖合に1911年から計画された干拓地で、1917年から事業が本格化、1925年に耕地整理を完了した。翌1926年1月に第一期、同年12月に第二期の移住者を募集、家族同伴で永住の意思を持ち、産業組合資金250円を支出できることが条件だったが、倍率は約8倍に上り、審査により第一期70戸、第二期96戸の計166戸が決定された^{注29)}。入植者は干拓地近辺の出身者が大半で、土地勘や干拓経験のある者が選ばれた。

開墾の指導者には、1925年に松田喜一が県嘱託として就任、松田は1920年に肥後農友会実習所(現合志市)を開設、県内外で農事改良・農村振興に尽力した人物である^{注30)}。松田の指導により、共存共栄による理想農村の建設を目指し、経営方針^{注31)}に共同建造物による農作業の効率化、生活の合理化を掲げ、施設として「部落毎ニ、公會堂・共同作業場・託児所・共同浴場・警鐘臺ヲ設置」^{注32)}するとした。

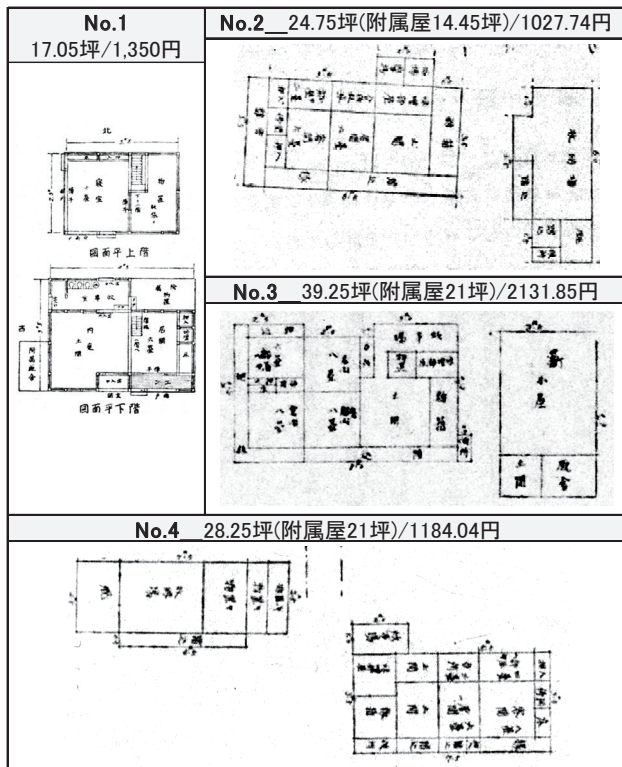


図7 熊本県営南新地干拓地の移住家屋平面図^{注37)}

実態をみると、共同建造物は1926~33年度に計15棟が移住奨励の交付を受けている^{注33)}。まず、1926年に干拓地中央に事務所兼集会所と小学校を建設、家族同伴の入植だったため児童教育施設の整備を急いだとみられる。翌年、共同宿泊所4棟を建設して移住家屋建設までの住まいを確保し、1929年までに神社・寺院および樋門番舎2棟・渡船小屋等の施設が設けられた。

移住奨励以外では、1934年の『開墾地移住ニ関スル調査 第1輯』^{注34)}に「今後建築セントスル分」として共同作業場4棟・託児所4棟・共同浴場4棟・公会堂1棟などが挙げられ、当初の経営方針に掲げた部落ごとの共同施設の実現が計画されている。このうち託児所は、寺院内に1ヶ所が開設され、1934年に朝日新聞社社会事業団から優良な保育事業として表彰を受けた^{注35)}が、他施設の実現は不明である。

次に移住家屋は、建設が入植者に委ねられ、県が移住者に奨励金400円を補助^{注36)}、1926~35年度に130戸が国の移住奨励の交付を受けた。この戸数は、退村者を除いた移住戸数133戸のほぼ全戸に当たる。その様相は、農林省の板井申生が1931年の『郷土』^{注37)}に掲載した4戸の平面(図7)と1戸の古写真から知られる。4戸は建坪が17.05~39.25坪と幅広く、平面は1戸は2階建て1階に土間・居間・炊事場、2階に寝室を設けるが、他3戸は平屋の整形四間取で、土間脇に「炊事場」「味噌部屋」等を置き、仏壇を持つ「客間」を備える。平面が各々異なるのは、入植者が出身地の慣習に応じて建てたため、『昭和郷土誌』によれば「家の作り方、屋根のふき方に出身の各郡村の特徴をあらわし、それぞれ趣きがちがって家屋展覧会の光景をみせた」^{注38)}という。

一方、共通点として、「臺所ノ完備ニカムコト」^{注39)}との松田の指導により、2坪程の炊事場を土間と区画して設ける点、厩舎を別棟とする点が挙げられる。設備方針^{注40)}では「各家屋の客室を廢し、部落公會堂を設置し、共同客室となし」とあるが、4戸中3戸に「客間」があり、徹底されなかったことが窺える。板井の記事によると、1929年までに移住奨励の交付を受けた43戸は、「木造瓦葺が半数以上」で、「間数は八室で建坪が三十七坪、建築費千四百二十四圓」を平均とし、「地方普通農家に比し遜色ない」と評されており、家族同伴での入植のため当初から相当の規模で建設されたと考えられる。

(2) 山形県営萩野開墾地

山形県営萩野開墾地(現新庄市昭和)^{13,16)}は、陸軍軍馬補充部萩野支部跡地に位置し、1925年5月の県連合青年

団による拓殖講習会と、同年 10 月の皇太子行啓を記念して開墾が計画された。県は 1926 年に調査設計に着手、水利が悪いため畑地 400 町歩で計画され、冬期の北西風を避けるため耕地を囲むよう既存樹を防風林として残した。1927～31 年度の 5 ヶ年で計 77 戸が移住、県内の 20～35 歳の農家の子弟で、2 年度分の事業費 800 円の準備が条件とされ^{注41)}、主に富農の次・三男が採用された。入植初年は単身で移住し、共同生活・経営を経て、2 年目に合同結婚式を執り行い、夫婦で移住家屋に入居して個人経営に移行した。1932 年には、開墾地経営の中核機関として昭和有畜実行組合を設置し、家畜・農具・日用品の共同購入や共同販売を担った。

住宅地は、入植年度別に 1～5 年度の 5 部落で構成され、1～3 年度は分散したが、4・5 年度は 2 年度に近接して配置された。『開墾地移住ニ関スル調査第 1 輯』によれば、共同建造物は 1927 年度に移民宿舍（屯所兼事務所）・収納舎・乾燥庫の 3 棟、移住家屋は 5 ヶ年の全戸が移住奨励の交付を受けた。さらに「将来ノ施設」として子弟教育のための分教場、集会・娯楽場と託児所を兼ねた公会堂、墓地が設置予定とされ、事実 1932 年に泉田尋常小学校昭和分教場、1936 年に部落の 3 ヶ所に農繁期の託児所が開設され^{注42)}、1951 年に墓地も完成した^{注43)}。

移住家屋は、県によって設計・建設され、当初は建坪 15 坪の「玄関付のサラリーマン向きのもの」で計画されたが、入植者の希望で土間・収納舎を附属した 30 坪の農家向き住宅に変更された^{注44)}。建築費は、2 年度の 1,600 円から 5 年度の 1,200 円まで幅があり、県が 1 戸当り奨励金 400 円を補助、残りは住宅組合を組織して 15 箇年賦で県が貸し付けた。施工は、金山町の大工・三上金次郎が担当、旧軍馬補充部の建物の古材の払い下げを受

けて建築資材に充てた^{注45)}。

この萩野開墾地の移住家屋は、1936 年 1 月 18 日に開催された同潤会の東北地方農山漁村住宅改善調査（以下、東北調査）第一回委員会において、山形県の「農山漁村住宅の建築改善」の取組みの一つとして報告された^{注46)}。

『東北地方農山漁村住宅改善調査委員会議事資料 山形』（以下、『山形議事資料』^{注47)}）には 5 種の平面が掲載されており、年度ごとに平面が異なっていたことが判明する（図 8）。また『山形議事資料』および古写真^{注48)}（図 9）から外観・仕様が確認でき、1・2 年度は切妻造、3～5 年度は寄棟造で、2 年度のセメント瓦葺を除きいずれも亜鉛引鉄板葺を採用し、規模は 30 坪から 37 坪に徐々に拡張された。平面は、1 年度は食違い四間取で、主室の床・押入を背面側に置くが、2 年度以降は一貫して整形四間取で妻側に床・押入を設ける形式に変更された。台所に戸棚と床上の流し・井戸を設け、湯殿を屋内に備える点は共通し、さらに 3 年度以降は板敷の炊事場の拡張と土間の縮小、湯殿の独立、5 年度には土間と厩舎の区画等が図られた。2 年度以降は「養蚕の経営を計画」^{注49)}したことから 4 尺幅の南縁を付加、高窓により採光・通気を確保するなど、年度ごとに改善が進んだ。

注目したいのは、1 年度の平面は最上地方の民家平面と近似する一方、2 年度以降は先に挙げた農林省作成の移住家屋の「設計図例」（1930）に類似する点である。2 年度が農林省の「設計図例」の提示とほぼ同時期であることから、農林省の指導で変更された可能性がある。ただし、「設計図例」では主室を上手前面に置くのに対し、萩野開墾地では上手奥に設ける点は一貫しており、地域の慣習を継承した結果とみられる。

現在、萩野開墾地には入植時の主屋 7 戸が確認でき、

1年度部落		2年度部落		3年度部落		4年度部落		5年度部落	
30坪(内厩舎2.63坪)	1250円	32坪(内厩舎2.25坪)	1600円	34坪(内厩舎2.25坪)	1400円	34坪(内厩舎2.25坪)	1250円	36坪(内厩舎2.25坪)	1200円

図 8 山形県営萩野開墾地の移住家屋平面図^{注47)}



図 9 山形県営萩野開墾地の 4 年度部落全景^{注48)}

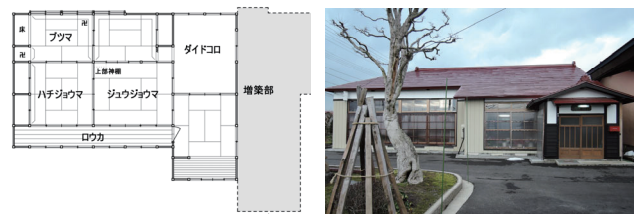


図 10 山形県営萩野開墾地 3 年度部落の移住家屋の現存例（左：現況平面、右：外観）

うち3戸を調査した^{注50)}(図10)。部材には古材の転用が散見され、多雪地域であることから外壁は土壁に縦板張り、屋根は4.5寸の急勾配とする。煙出しや高さ80cmの高窓を設け、炊事場には立式のコンクリート流しや可動式の食器棚が設けられていたといい、衛生面の改善が図られている。ただし、3年度地区に居住するU氏によれば、土間と厩舎の境はませ棒で区切るのみだったといい、厩舎の分離は不完全だった。注目したいのは、仏壇・神棚の位置が各戸で異なる点で、県内の複数地域から移住したため、各戸の慣習に拠ったと考えられる。

生活面では、4軒1組による「四人組制度」^{注51)}が採用され、交代で風呂を焚くなど生活の合理化が行われた。

(3) 岩手県営岩崎開墾地

岩手県営岩崎開墾地(現北上市和賀町岩崎新田)^{12,16)}は、1926年に八重樫哲夫(後に岩崎村村長)が「二男三男坊の就業の場所」として原野525町歩の開墾を発案したことに始まり、1931年の石黒英彦知事の就任後事業化された。当初水田主体で計画されたが、畑地を主とした共同多角経営に変更、1932年から事業が実施された。当初は学校や幹線設備を集約した「集団市街地」を予定したが、農業者は耕地に隣住すべきという知事の意向により部落を分散する配置に変更した。さらに、部落毎の共同経営の方針を掲げ、部落間の競争による事業成功を目指した^{注52)}。入植条件は、1932年開設の岩手県立六原青年道場の修了生とされ、全10部落120戸入植の計画だったが、実際には欠員が多く、県は8部落80戸に減らしたものの、1933年から9ヵ年で70戸の入植に留まった。

移住家屋は、建築費800円で、うち400円が県の奨励金で補助された^{注53)}。ただし、国の移住奨励の交付数は1933~37年度の計37戸で、奨励実績が不明な1938年度以降を除けば建設戸数の約74%に留まり、特に1936年度以降交付率が減少した。移住家屋は、県耕地課の設計で、記念誌^{注54)}掲載の古写真から神楽部落(1933)・真栄部落(1935)の外観が知られるほか、S氏^{注55)}への聞き取りに

より大東部落(1937)の平面が復原できる。外観は、神楽部落(1933)は切妻に下屋庇を廻すが、真栄部落(1935)は寄棟造・瓦葺、漆喰塗に腰板張り、大東部落(1937)は切妻造・木端葺に下見板張りで全く異なる。平面も、神楽・真栄部落は四間取とされるが、復原した大東部落は居室3室の一系列型で、部落毎に異なる設計であったことが判明する。大東部落では、土間と厩舎を壁で区画し、独立した浴室・便所、排煙を要しない掘り炬燵を採用するなど衛生面で改善が図られ、南縁や高窓の採用により「部屋は明るかった」という。寝室として用いたザシキ2室は畳敷で天井があるが、食事等に用いたチャノマは板敷で天井はなく、床の間・仏壇・神棚も当初は無かった。

この岩崎開墾地の移住家屋は、1936年7月開催の東北調査の特別委員会打合会議で取り上げられ、県学務部長が「現在岩崎に縣営農場を置きまして、移住家屋を造つて居ります。併し之は第一期に造つたものも、第二期に造つたものも充分でないと謂う關係から、更に昨年六原青年道場に、農業経営の一様式と致しまして、今申し上げた四つの地方に分けた家を造つて居ります」^{注56)}と説明した。事実、六原青年道場には、耕作形態による地域区分に即した4種の「模範農家」が1936年に建設されたことが古写真等から確認できる¹²⁾。時期からみて1937年入植の大東部落以降に反映された可能性が高く、農村指導者教育と連携して移住家屋の改善を図ったといえる。

一方、共同建造物は、共同作業場兼共同宿泊所(1933)・公会堂(1934)・共同作業場兼収納場(1935)の3棟が国の移住奨励の交付を受けた^{注57)}。建設経過をみると^{注58)}、まず1932年に神楽部落に合宿所を兼ねた共同作業場2棟を建設しており、うち1棟が移住奨励の交付を受けた。これらは、「二棟とも二階造り、階下一階は食堂、食堂では六名ずつ向い合い、机は引出式で食器類が一人分ずつ記名され二十卓も列す。二階東西側に小室があり、事務室兼寝室で大広間」「西側に風呂場有り、浴槽は木製箱形造りに鉄板張り、隣りに炊事場」だったとされ^{注59)}、入植者



図11 岩手県営岩崎開墾地の共同宿泊所での合宿生活の様子^{注60)}

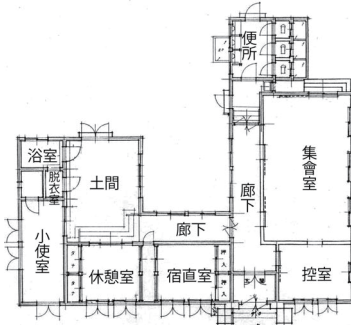


図12 岩手県営岩崎開墾地の「公会堂」平面図^{注61)}



図13 岩手県営岩崎開墾地の共同作業場での共同生活の様子^{注64)}

はここで移住家屋建設まで共同生活を行い(図 11)、後に神楽部落の共同作業場に転用された。続いて、1933 年 10 月には神楽部落の高台に岩崎農場神社を建立、1935 年には開墾地中央の大和部落に事業事務所を建設した。この建物は「公会堂」とも呼ばれ、平面(図 12)をみると事務所機能のほか産業組合等の定期集会用の「集會室」を備え、翌年にはこの傍に農場長官舎・倉庫・集会場・加工場等を建設して中心機能を整えた。さらに、8 部落のうち個人経営を採った 3 部落を除く^{注 62)} 5 部落には、部落単位の共同作業場が設けられ、肥料類や農産物の調製・保管に用いるほか、食堂、浴場等が設置された。

これら共同建造物の充実、移住家屋への入居後も農業経営・農村生活の共同化という事業方針に基づく。この共同生活は、1938 年の『婦人之友』^{注 63)}で「共同生活実施による理想的農村経営を標榜して、新移住村が開かれ」と紹介され(図 13)、旭ヶ丘部落(1936)を例に、朝昼晩 3 食の炊事・食事と風呂を共同化して 2 名ずつ当番制で運営するほか、「野良さいぐ時赤坊なら家さおいて行くども、大きい子供はこゝさおけば見てゐる」として育児の相互扶助も行っているとする。この共同体制は、「大多数の農家の主婦にとって、またその家族にとって、慥に大切なよい組織」であり、「互い相利しつゝ生活健全化に邁進してゐる」と評された。

6. おわりに

以上のように開墾地移住奨励制度は、1920 年の創設後、1926 年に共同建造物を対象に加え、1929 年には移住家屋に具体的な建築条件を付与して建坪・建築費の一定水準の確保を図った。事業は 1923 年度から予算・交付数が大幅に拡充されたが、1930 年度以降は他の大規模事業への着手により予算が縮小され、交付率が激減した。

交付を受けた移住家屋は、奨励規定が改定された 1929 年を画期として、古家転用の減少、建築規模の均一化、瓦葺・整形四間取平面の増加等の変化が複数の県・地区で顕著に確認でき、改善指導の一定の成果が確認できる。

一方共同建造物は、農作業施設以外に福利厚生・教育施設も対象とし、農林省が 1930 年に集会場・応接室・炊事場・食堂・浴室を備えた「設計図例」を例示した以降、規模の拡大や多機能化が進んだ。

開墾地移住奨励制度の対象となった県営 3 地区を通してみると、第一に移住家屋の衛生面と利便性の改善が共通する。移住家屋は、炊事場の独立や厩舎の区画による衛生面の改善、規模・間数を家族本位として日常の利便

性を高める点が共通する。ただし、熊本では平面、山形では神棚・仏壇の位置に入植者の出身地の慣習が反映された。山形では、当時建設された 77 棟中 7 棟の主屋が、改造を受けつつ現在も使用されている。

第二に、共同建造物による農村生活の合理化と相互扶助の推進が挙げられる。各開墾地では、主に部落単位で共同体を組織し、農業経営では作業・所有・購入の共同化によって能率化・合理化を図り、生活面では炊事・食事・入浴・育児など生活全般に及ぶ相互扶助が図られた。その重要な核として、公会堂や共同作業場、共同食堂・浴場、神社等の共同建造物が建設され、入植時の困難な環境下において一定の生活の「質」の確保に寄与した。

したがって、農林省の開墾地移住奨励制度は、単なる建設資金の援助に留まらず、移住家屋の規模・仕様・設備の充実による住生活の改善、共同建造物を核とした共同経営と相互扶助による村落共同体の形成に寄与したと評価できる。

謝辞

本稿は科学研究費基盤研究(C)「戦前の開墾地移住奨励事業における国・県の住宅像と戦後の農村住宅改善の連続性」(研究代表者:小沢朝江、2019~21 年度)の成果の一部である。

注

- 注1) 1924 年以前は農商務省。混乱を避けて農林省で統一する。
 注2) 『耕地拡張改良事業要覧 第 16 次』農林省農政局, 1941, p. 61.
 注3) 群馬県(群馬県立図書館蔵)および佐賀県(佐賀県立文書館蔵)の申請書の一部が現存する。
 注4) 開墾地移住奨励制度の規定については参考文献 18 で報告した。
 注5) 『開墾地移住ニ関スル調査 第 2 輯』農林省農務局, pp. 233-272, 1930, 所収。
 注6) 注 2 に同じ。
 注7) 『耕地拡張改良事業要覧 第 15 次』(農林省農務局, 1940)には、「昭和二年度より同五年度迄ハ相當豫算ノ増額アリシモ昭和六年度以降財政緊縮ノ逐年減額セラレツツアル」とある。農林省の事業の全体像については『農林水産省百年史 中巻』(農林省大臣官房総務課, 1972) 参照。
 注8) 地区ごとの奨励実績は『開墾地移住ニ関スル調査 第 3 輯』(農林省農務局, 1938)、実数は申請書類・記念誌・市史等、平面図は申請書類等による。なお、農林省の奨励実績は 193 年以降不明なため交付率は同年以前で算出し、共同建造物は省略した。
 注9) 表 3 以外に、新沼浦干拓組合(福島)・誕生寺耕地整理組合(岡山)・荻原開墾地整理組合(大分)の申請書類が現存するが、数年度のみ、または平面図を欠くため、検討対象から除外した。
 注10) 長野県立歴史館所蔵清水家文書。
 注11) 神戸市西区役所蔵、神戸市文書館寄託。
 注12) 西光寺野土地改良区所蔵。
 注13) 『耕地拡張改良事業要覧 第 3 次』(農林省農務局, 1928) 所収。
 注14) 『開墾地移住ニ関スル調査 第 1 輯』農林省農務局, pp. 1-5, 1930。
 注15) 『開墾地移住ニ関スル調査 第 3 輯』農林省農務局, pp. 117-356, 1938。
 注16) 複合施設は、用途ごとに分けて集計し、建物の実数は「棟」、用途数は「件」で表記した。
 注17) 平面図は『開墾地経営ニ関スル調査 第 2 輯』(農林省農務局, p. 138, 1929)、注 15 (挿図) 所収。部屋名は、判読しやすいよう原史料の通りに著者が記入した。
 注18) 注 5 前掲書, 所収。部屋名は、原史料の通りに著者が記入した。

- 注19) 三日月原耕地に居住するK氏への聞き取りによる。
- 注20) 川南村鶴戸ノ本耕地に居住するK氏への聞き取りによる。
- 注21) 『青森県の暮らしと建築の近代化に寄与した人々』青森県, pp. 193-196, 1990. 10.
- 注22) 名田島村小郡湾干拓地に居住するM氏・K氏への聞き取りによる。
- 注23) 『宮崎県県議会会議録大正13年』(宮崎県議会, p. 10, 1924)に「農業共同施設ト云フコトハ既ニ農商務省カラ本懸ノ農會ニ指定サレマシテ既ニ實行シツヽムル所ノ事業」とある。
- 注24) 『宮崎県通常県議会決議録大正13年』宮崎県議会 p. 10, 1924. 「農業共同施設奨励費」は後に民間の事業として県農会による経営が適当と判断され取り下げられた。
- 注25) 注15前掲書, p. 279.
- 注26) 注15前掲書, pp. 241-243.
- 注27) 板井申生「開墾地の農村計画」(1933年4月8日の日本農学会大会討論会の講演録。『耕地 7(6)』帝国耕地協会, pp. 3-9, 1933. 6.)
- 注28) 熊本県営南新地干拓地の沿革・事業等については、『昭和郷土誌』(八代市昭和郷土誌編纂協議会, 1975)、『開墾地移住状況調査』(農林省農務局, pp.257-276, 1927)等に詳しい。
- 注29) 後に33戸が退村し、総戸数は133戸となった。
- 注30) 『昭和郷土誌』八代市昭和郷土誌編纂協議会, pp. 352-353, 1975.
- 注31) 注30前掲書, pp. 366-367.
- 注32) 板井申生「海面干拓の新農村」『郷土』郷土教育聯盟, pp. 40-56, 1931. 2. 板井申生「海面干拓の新農村(續き)」『郷土』郷土教育聯盟, pp. 67-87, 1931. 3.
- 注33) 共同建造物の交付数は、注15前掲書の「開墾地移住奨励金交付」(p. 98)では計16棟だが、備考欄では共同建造物の内訳と共に「計十五棟」と記載されており、後者を採用した。
- 注34) 注14前掲書, pp. 101-105.
- 注35) 注30前掲書, pp. 708-709.
- 注36) 注30前掲書, p. 544.
- 注37) 注32「海面干拓の新農村(續き)」, pp. 84-86.
- 注38) 注30前掲書, p. 355.
- 注39) 注32「海面干拓の新農村」, pp. 40-56.
- 注40) 注32に同じ。
- 注41) 『昭和開拓史』(昭和有畜農業実行組合, pp. 63-64, 1962)所収。
- 注42) 本間喜三治「理想農村萩野昭和郷」『開拓民運動のために』清談社, p. 182-186, 1940.
- 注43) 注41前掲書, pp. 129-130.
- 注44) 『新庄市史 第5巻(近現代下)』新庄市, p. 159, 1999. 3.
- 注45) 注41前掲書, p. 66.
- 注46) 「第一回東北地方農山漁村住宅改善調査委員會議事録」『同潤会東北地方農山漁村住宅改善調査委員會議事録集』同潤会, p. 93, 1937.
- 注47) 「昭和十一年一月 東北地方農山漁村住宅改善調査委員會議事資料」(農林省積雪地方農村経済調査所所長・東北地方農山漁村住宅改善調査委員 山口弘道旧蔵, 現新庄市立雪の里情報館蔵)。
- 注48) 『行啓記念山形県営萩野開墾事業』(山形県, 1932)所収。
- 注49) 『東北地方集團開発農耕地』農地開発営団, p. 163, 出版年不明。
- 注50) 現地での視認等により1年度1戸、2年度1戸、3年度3戸、5年度2戸の現存を確認し、了承を得た1年度1戸・3年度2戸について実測およびヒアリング調査を実施した。
- 注51) 注42前掲書, p. 177.
- 注52) 『開拓一路』(岩崎農場五十周年記念実行委員会, 1982)および『古希の大地』(岩崎農場七十周年祭実行委員会, 2002)による。
- 注53) 『大正以降土木史』農林省, p. 8, 1940.
- 注54) 注52に同じ。
- 注55) 岩崎開墾地の大東部落の居住による。
- 注56) 「東北地方農山漁村住宅改善調査特別委員打合會議事録」『同潤会東北地方農山漁村住宅改善調査委員會議事録集』同潤会, pp. 171-198, 1937.
- 注57) 注15前掲書, pp. 28-31.
- 注58) 注52に同じ。
- 注59) 注52『開拓一路』, pp. 70-73.
- 注60) 注52『開拓一路』, 所収(p. 59)。
- 注61) 注15前掲書, 所収。
- 注62) 注52『開拓一路』(p. 47)によれば、共同作業場は大東・豊栄・望

野の3部落には設置されなかった。

- 注63) 「東北における共同生活の一例」『婦人之友 32(13)』婦人の友社, pp. 20-21, 1938. 12.

参考文献

- 1) 林知子, 荻原正三, 黒石いずみ他: 今和次郎の農村生活・住宅改善と東北地方農山漁村住宅改善調査, 住宅総合研究財団研究年報(28), pp. 107-118, 2002
- 2) 月館敏栄: 戦前の今和次郎の研究活動-民家研究と東北地方における生活改善活動, 農村建築(109), pp. 70-76, 2000. 8
- 3) 遠藤明久: 屯田建築遺構にみられるバルーンフレーム構造の事例, 日本建築学会北海道支部研究発表会報告(31), pp. 65-68, 1968. 08
- 4) 安藤宏徳, 狩野勝重: 安積開拓入殖時の坪内家(旧鳥取藩士)住宅に関する報告, 日本建築学会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 437-438, 2001. 7
- 5) 筒井裕子, 狩野勝重: 安積開拓における開成社宅について, 日本建築学会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 2577-2578, 1984. 8
- 6) 筒井裕子, 狩野勝重: 安積(福島県郡山市)開拓入植者住居旧小山村住宅の復元について, 日本建築学会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 99-100, 1997. 7
- 7) 鈴木都秀, 松井壽則: 安積開墾入植者住宅に関する研究-宅地・耕地と疏水の位置関係から見た開墾地計画について, 日本建築学会学術講演梗概集, 農村計画, pp. 565-566, 2006. 7
- 8) 柳田良造, 重村力: 屯田兵村の空間構成における計画原理, 日本建築学会計画系論文集(594), pp. 61-68, 2005. 8
- 9) 柳田良造, 森下満他: 近代期における開拓・農村集落空間形成の研究, 住宅総合研究財団研究論文集(35), pp. 95-106, 2008
- 10) 山崎義人: 古写真を通じた戦前からの開拓村の形成過程の解説方法-兵庫県三田市下相野平野集落を事例として, 日本建築学会計画系論文集(664), pp. 1137-1144, 2011. 6
- 11) 出田和久: 九州地方における明治期-昭和前期の農業開拓に関する地理学的研究, 奈良女子大学紀要, 2004
- 12) 猪狩渉, 小沢朝江: 戦前期の開墾地移住家屋の改善施策と岩手県における実態-大正・昭和戦前期の開墾地移住家屋に関する研究その1, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 905-906, 2016. 8
- 13) 小沢朝江, 猪狩渉: 山形県営萩野開墾地の移住家屋と改善思想-大正・昭和戦前期の開墾地移住家屋に関する研究 その2, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 907-908, 2016. 8
- 14) 小沢朝江, 猪狩渉, 長田城治: 茨城県新興農場における移住家屋の設計・建設経緯-大正・昭和戦前期の開墾地移住家屋に関する研究その6, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 919-920, 2018. 7
- 15) 長田城治, 辻絢子, 小沢朝江, 猪狩渉: 大正・昭和戦前期の開墾地移住家屋に関する研究その9-開墾地移住奨励制度における共同建造物の奨励制度と地域傾向, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 637-638, 2019. 7
- 16) 猪狩渉, 小沢朝江, 長田城治: 大正・昭和戦前期の開墾地移住家屋に関する研究その11-東北地方における開墾地移住奨励制度の運用実態, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 641-642, 2019. 7
- 17) 小沢朝江, 猪狩渉, 長田城治: 大正・昭和戦前期の開墾地移住家屋に関する研究その12-兵庫県における開墾地移住奨励制度の運用実態と農林省施策の関係, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築歴史・意匠, pp. 643-644, 2019. 7
- 18) 小沢朝江, 猪狩渉: 長野県常盤村中部耕地整理組合における開墾地移住奨励制度の運用状況と移住家屋の実態-長野県立歴史館所蔵清水家文書による検討, 日本建築学会技術報告集(59), pp. 457-462, 2019. 2